

令和3年（ネ）第247号「ふるさとを返せ 津島原発訴訟」原状回復等請求控訴事件

第1審原告ら 今野秀則ほか

第1審被告ら 国・東京電力ホールディングス株式会社

第1審原告ら第9準備書面
～第1審被告らの除染義務について～

仙台高等裁判所第1民事部 御中

2023（令和5）年1月12日

第1審原告ら訴訟代理人

弁護士 高橋 利明

弁護士 小寺 利孝

弁護士 大塚 正之

弁護士 原 和良

弁護士 山田 勝彦

弁護士 白井 剑

ほか

第1 はじめに

第1審原告らは、第1審において、第1審被告らの除染義務（本件原発事故によって放出させた放射性物質に起因する放射線量を低下させる義務）の法的根拠について、所有権に基づく妨害排除請求権、固有のふるさとで平穏に生活する権利としての人格権に基づく妨害排除請求権を呈示し、併せて、原発を推進してきた第1審被告らの不法行為に基づく作為義務としての除染義務について、縷々主張してきたが、改めて、何故第1審原告らは除染義務を負担するのかについて、新たに判明した事実も含めて主張を補充する。

第2 なぜ第1審被告国が除染義務を負担するのか

1 原子力損害賠償法上の責任の重大性

（1）米国の原子力損害賠償制度

米国では原子力発電を認めるに際し、原子力事故が生じた場合のシミュレーションを行い、非常に重大な損害が生じることが判明したため、昭和32（1957）年にプライス・アンダーソン法が作られた。これは原発事故が起きた場合、極めて深刻な被害が生じ得ることから、被災者が過失の立証をしなくて済むよう無過失責任とし、原子力事業者に賠償責任保険に加入させ、他方、原子力事業者がつぶれないよう、支払が一定限度を超える場合、政府が補償するという内容のものであった。つまり、当初から、原子力事業者が倒産しないよう政府が補償をするという前提での事業であった。

（2）わが国の原子力損害賠償法の制定過程

わが国においても、同様のシミュレーションを実施し、事故によっては、当時の日本の国家予算の2倍を超える損害が生じることが明らかとなり、プライス・アンダーソン法と同様の法律が日本でも必要であると考えられ、原賠法を成立させた。昭和34年の原子力災害補償専門部会答申（甲C125）によれば、万が一事故が生じた場合、計り知れない損害が生じるおそれがあり、しかも科

学上未知点が少なくない、したがって、政府が諸般の事情を考慮してわが国においてこれを育成しようとする政策を決定した以上、万全の措置を講じて損害の発生を防止するよう務める義務が政府にはあり、万一事故が起きれば、被害者に十分な補償をえさせて、いやしくも泣き寝入りにさせることのないようにし、また、原子力事業者に過当な負担とならない措置が必要であるとして、一定以上の損害が生じた場合には国が補償をする制度を作ったとされている。

以上のとおり、事故が起きた場合、甚大な損害を発生させる危険のある原子力発電をわが国に導入した第1審被告国には、単に私企業に対し、規制権限を行使して原発事業者を監督する義務だけではなく、第1審被告国自身においても、原発事故を防止する義務があることを前提として、原賠法が作られたことを、この我妻答申は明示しているのである。そして、その法的根拠として考えられるのは、憲法前文、同13条、同29条及びこれを具体化した、災害対策基本法、事態対処法等の制度趣旨に基づく国民の生命、身体、財産を守る国の義務であり、したがって、第1審被告国には、上記答申にあるとおり、原発をわが国において稼働させる以上は、原発事故の発生を未然に防止すべき義務があると解すべきである。

特に損害賠償責任保険制度を利用するとしても、保険会社は原発のリスクを承知しているので、原賠法成立当時でわずか50億円、福島第一原発事故当時でもわずか1200億円が保険でカバーできる限度であり、予想される事故の被害額を考えると到底まかなえない金額である（前記シミュレーションによれば、原発事故による損害は最大で国家予算の倍の金額であるから、2011年の国的一般会計予算約92兆円を基準とすると、損害額は最大で約180兆円であり、上記保険でカバーできるのは、その0.07%にも満たない）。ある程度の事故が起きたら、必然的に第1審被告国自身が負担しなければならなくなることが明らかであったのであるから、これを防止しなければ多額の血税が被害賠償に費やされることになる。したがって、第1審被告国は、単に原子力事業者を監視すれ

ば足りるものではなく、被告国においては万全の措置をとって事故防止に努め、万一事故が起きた場合には、その被害を最小限度にとどめるべき義務があったのである。

2 なぜ金銭賠償では損害の回復ができないのか

(1) 原発事故によって被害者が失ったもの

ところで、原賠法制定当時は、原発事故による被害者の被害がどのようにすれば回復されるのかについては、誰も経験をしたことがなかったことから、通常の不法行為法の枠組みにより、金銭で賠償すれば被害が回復するかのような考え方から脱することができなかつた。すなわち、金銭で賠償すれば、それで損害が回復するかのような錯覚に陥つたのである。

もし、我妻栄原子力災害補償専門部会長が原発事故の被災者の怒りや悲しみが、決して金銭によっては回復されない固有の人格権の侵害に起因するものであり、除染がされないためにふるさとに戻れないことがかけがえのない先祖代々住み慣れた地域社会において、住み慣れた人々とともに生活を継続するという極めて重大な権利の侵害が生まれ、ほかの場所で新しいコミュニティを形成することによっては、絶対に回復のできない損害であることに気が付いていれば、速やかに除染することを第1審被告らに義務付けたであろうことは、容易に想像できることである。

(2) 第1審被告らの除染すべき責任

すなわち、第1審において明らかになったことは、原発事故の被害者の損害というのは、決して金銭によっては回復できないものであり、第1審原告らが求めているのは、本件原発事故が起きるまでずっと続いており、これからも続くことを期待していたふるさと津島での生活である。だからこそ、第1審原告らは、除染請求を第一に掲げて、一貫して除染するよう求めているのであり、法廷でも、そのように述べ続けているのである。

第1審原告らは、あまりにも長期間にわたり津島に戻れる見通しがたたない

ため、現在では、ほかの場所でやむなく住宅を求めて居住している。しかし、もし、今すぐ津島に戻り、原発事故以前の生活に戻れるのであれば、いつでも、これを第1審被告らに返してかまわないというのが第1審原告らに共通する気持ちである。そのことは、第1審における原告らの本人尋問の結果に照らし明らかである。それこそが損害であるならば、その損害の回復をするのが加害者の責任であることも明らかである。したがって、第1審被告らには、第1審原告らがふるさと津島に戻って少なくとも日常の生活が可能になる程度に除染をする法的義務があると解するべきである。除染をしない限り、根こそぎ被災地での生活のすべてがはく奪され、長い年月をかけて創られてきた地域の伝統、文化、歴史のすべてが消滅するというこの未曽有の災害は、これまでにわが国が経験したことのないものであり、立法者の予測の範囲を超えたものである。

したがって、このような前例のない大災害において、除染をしない限り、その損害を回復できないような被害が生じた場合には、第1審被告国は、前記法理に基づいて、国民の生命、身体、財産を守るための措置である除染する義務、すなわち放射線量を低下させる義務を認めるべきである。これまでにない事態が生じているのであるから、これまでの既存の法解釈にこだわることによっては、被害の実相を見極め、その回復を図ることはできないのであり、第1審被告国の除染義務は、除染特措法によってはじめて生じるものではないと解すべきである。

第3 第1審被告国の除染義務について

1 第1審被告国の除染方針の問題点

(1) 居住実態を無視していること

帰還困難区域は、年間積算線量が 50mSv を超える地域であり、人の住居や立入りが制限されている区域とされている。またモデル除染の結果、従来の除染方法だけでは十分に第1審原告らが帰還できる線量にまで低下させることができ

きないことが改めて確認された。他方、第1審原告らの生活拠点は、山林を含む津島地域ほぼ全体に及んでいる。そのため、その一部のみが除染されたとしても、第1審原告らが津島に戻って、従前と同じような平穏な生活を取り戻すことができないことを明らかにしてきた。すなわち、第1審被告国が除染を予定している生活圏というのは、都會あるいは都市近郊の住孤独な住民の生活園の考え方に基づいており、住宅、道路、農地などのいわば点と線しか念頭に置かれていない。しかし、第1審原告らの生活圏は広く山林にも日常的に及んでおり、また、多くの近隣住民との密接な関係の中で営まれているのである。広く自然や多くの住民との関係性が回復されなければ、平穏な生活などあり得ないのである。したがって、個人の住宅や、農地・牧場及びそこに至る道路など点と線のみの除染だけでは、津島で生活を続けることはできないのである。

(2) 累積被ばく線量を無視していること

第1審被告国は、現在被ばく状況においては、ICRPが参考値として、1～20mSvの間で選択してよいとしているとして、年間20mSvで解除をする方針を立てている。しかし、1年間だけ居住するのであれば、年間20mSvの被ばく量で済むが、そのまま除染をしないで引き続き5年間程度居住すれば、累積被ばく総量は100mSvに達する。被ばく線量が100mSvに達した場合、がん死のリスクが0.5%統計上有意に上昇することは争いのない事実である。具体的には、1400人（津島の概ねの人口）が戻れば、そのうち7人が津島での被ばくにより死亡する数値である（年齢が低いほど放射線の影響が大きいから、年齢の低い者ほどリスクが高い）。仮にICRPが主張するように長期低線量被ばくは、瞬時の被ばくの半分程度の影響しかない（線量線量率効果が半分になることを、その逆数をとって、DDREF=2と表現する。）と仮定をしても、10年間居住すれば、やはり瞬時に100mSv被ばくしたのと同様の結果となる。すなわち、第1審被告国が計画している年間20mSvという線量では、到底、戻ることができないのである。また、第8準備書面でも詳述したように、胎児の線量限度は、1mSvである。

り、妊娠している女性の腹部表面の線量限度は、2mSv である。したがって妊娠可能性のある女性は、それ以下でないと戻れないし、18 歳未満の子どもたちもそれに近い線量でなければ戻ることはできないのである。

(3) 除染計画の全体像が示されていないこと

第 1 審原告らの生活圏は、津島全域に及んでおり、これら津島全域におけるロードマップを作成し、仮に全体の除染をいますぐに実施できないとしても、どの時期にどのような除染技術を開発し、どの時期にどの程度の範囲で除染をし、最終的に、概ねいつころ、すべての除染を終えるのか、その全体像を示すことがなければ、第 1 審原告らは、津島に戻るための計画を立てることすらできない。したがって、現状のままで、解除したら戻りますかと言われば、がん死も覚悟しなければ、だれもが戻れません、戻りませんというしかないのである。それをもって戻る意思がないと解釈することはできないのである。虎を屏風から出さないで、屏風の虎を縛れますかと問うようなものである。

仮に年間積算線量 20mSv で解除するとした場合、その後の除染計画こそが最も重要である。解除した場合には、住民が戻ってくる可能性があるから、そこで、戻ってきた住民が生涯その地に居住した場合でも、発がんリスクが有意に高くならないようする義務が第 1 審被告国にある。年間 20mSv で解除すること自体が法的に許容されるとても、戻ってきた住民が数年間住み続けて累積被ばく線量が 100mSv を超えて有意にがん死リスクが高まるのを放置した場合には、社会的相当性を著しく逸脱するものとして、それ自体が違法となり、その結果、死ななくてもよい人ががん死することになる。ICRP の勧告 60 では、女性作業者に胚や胎児がいる場合、腹部表面の線量限度は 2 mSv であり、内部被ばくの線量限度は 1 mSv である。第 1 審被告国が定める女性作業者の内部被ばくの実効線量限度は 1 mSv である。妊娠中の女子の外部被ばくによる腹部表面の等価線量限度は 2 mSv である。したがって、妊娠可能性のある女性が津島に戻って生活を継続するためには年間 1 mSv 以下にしなければ、安心して戻るこ

とはできないのである。

2 除染が実現不可能でないこと

(1) 除染の方法が特定されていること

第1審被告国第33準備書面16頁以下において、(1)建物等の工作物、(2)道路、(3)農用地、(4)森林に分けて除染方法を詳しく記載しており、また、そのほか「住居周辺の里山等の森林内の日常的に人が立ち入る場所」についての除染にも触れている。

ここには、統一された除染方法が明示的に示されており、原告らの放射線量の低下請求の実施方法も、基本的に上記書面に記載された除染方法による除染を求めるものであり、その方法において特定性に欠けるところはない。

なお、更に言えば、第1審原告らは、特定の方法による除染を求めているのではなく、どのような方法を選択しても、それは第1審被告らの自由であり、ただ、原告らが生活をしている地域の放射線量を危険がないレベルにまで下げるよう求めているのが本請求である。建物収去土地明け渡しの方法について、爆破の方法によつてもよいし、ブルトーザーや人による解体方法によつてもよく、解体方法の特定までは必要とされていない。ましては、放射性物質の除去というような新しい問題については、確立された方法があるとは限らないのであるから、そのような場合の妨害排除請求については、詳細な方法まで特定することを求めることはできないのであり、相当な方法で実施すればよく、地上1メートルの空間放射線量を概ね年間1ミリシーベルトに至るまで低下させることで足りると解すべきである。後に述べるとおり、第1審被告国は、除染方法を特定することなく、第1審被告国のした除染の費用を第1審被告東電に求償しており、同様に第1審原告らが除染をした場合、その除染方法にかかわらず、第1審国と同様に除染費用を請求できるのであり、その方法を特定しなければ、代替執行ができないわけではないのである。

(2) 上記方法での除染に効果があること

第1審被告国第33準備書面20頁以下によると、第1審被告国は、帰還困難区域を除く除染特別地域においては、平成29年3月までに面的除染が完了しているとし、1年後のモニタリングでは、除染前と比べて、宅地は73%，農地は68%，道路は61%，森林は46%，全体で65%の低減率であり、面的除染の低減効果が確認されている旨が記載されている。

これによれば、除染を続けていくことで十分に放射線量を低下させることは可能であることが示されており、赤字木のモデル除染の効果と比較しても、今後、帰還困難区域においても、除染をすれば、同様の放射線量低減効果を期待することが可能である。

また、もし、十分な除染効果が得られないとすれば、それは第1審被告らが50年間にわたり、日本の原発は絶対事故を起こさないとして、除染技術等の開発を怠り続けた結果であり、第1審被告らの責任において、必要な除染技術を開発して除染すべきである。また、除染技術等の開発のため、広告宣伝費に匹敵する投資を行ってもできないと主張するのであれば、その根拠を明らかにすべきである。

放射性物質が地上にフォールアウトすると、放射性物質は、地表の土などの中に染み込み、また、木々に吸い上げられ葉の中に蓄積し、落葉して地表に戻るなどして循環している。しかし、その多くは、初期の時点においては、地表から5cm程度にとどまっており、また、山林においても、そのほとんどは落葉の中に含まれ、地表に落下したまま、そこに留まっている。

環境省HP除染情報サイトは森林除染について概要、次のように述べている。

まず、森林における放射性物質の分布については、平成23年8月1日現在、362箇所の空間線量は、平均 $0.91\mu\text{Sv}/\text{h}$ であったが、その後、平成26年3月1日現在、1006箇所の空間線量は、平均 $0.60\mu\text{Sv}/\text{h}$ 、平成27年3月1日現在、1193箇所で平均 $0.56\mu\text{Sv}/\text{h}$ 、平成28年3月1日現在、1230箇所で平均 $0.46\mu\text{Sv}/\text{h}$ である。以上の環境省の数値が正しいものとして、これを年間に換算す

ると、すなわち、年間被ばく累積総量は、 4.78mSv ($=0.91\mu\text{Sv}/\text{h}$)、 3.15mSv ($=0.60\mu\text{Sv}/\text{h}$)、 2.94mSv ($=0.56\mu\text{Sv}/\text{h}$)、 2.42mSv ($=0.46\mu\text{Sv}/\text{h}$)となる。いずれも年間 1mSv を超えてはいるものの、かなり低下しつつあることが認められる。

また、「森林内の放射性物質は、降雨や落葉等により移動し、枝葉や樹皮に付着している量が減少し、土壤や落葉層にほとんど存在しています。また、土壤表層に移行した放射性セシウムの多くは、溶出しない形で土壤に強く保持されているため、ほとんど移動（浸透、流出）しません。」と記載されているところから、土壤表層及び落葉層の除染をすれば、相当程度、放射線量が減少することが予測できる。また、山林からの飛散は少ないものの、降水量が多い場合、土壤の流出が生じる。河川への流出について、放射性セシウム ^{137}Cs は、懸濁体として流出するものが多く、水溶したものは少ないと指摘されている。また、降水量が多い場合の土砂流出については、これを防止することは可能である。なお、避難指示区域以外の山林については、「放射線量を比較的高く設定した場合でも、最も高い相双地方で年間 0.14mSv 、最も低い会津地方で 0.084mSv 程度とみられます。」と記載されている。（以上はいずれも環境省ホームページ内の除染についての基礎情報>環境省の取組>森林の除染等について）

(URL : 森林の除染等について | 環境省の取組 | 除染情報サイト : 環境省 (env.go.jp) (http://josen.env.go.jp/about/efforts/forest.html#link03_01)

(3) 放射線量を低下させるための除染は物理的に可能であること

第1審判決は、フォールアウトした放射性物質とその場所の土壤との分離不可能性について言及し、また、第1審被告東電は、フォールアウトした放射性物質について同第1審被告に所有権がないから除染義務はない旨主張する。しかし、これらは、いずれも非常識な考え方である。放射性物質というのは、放射線を出す。被ばくすれば、身体を損傷させる。これと一体化した土壤は有害であり、無価値である。速やかに放射性物質とともに除去し、かつ、人体から遠ざけ、厳密に管理、保管、貯蔵すべき性質のものである。そのような有害な

ものを放置することは許されないことであって、誰がどのように考へても、速やかに除去すべきであり、信義則上、所有権を放棄することによって、その有害物質を除去する義務を免れさせることはできないと解すべきである。遺留された爆弾の周囲に土が付着しており、土と綺麗に分離できないから爆弾を遺留した者にこれを除去する義務はないと言う主張が不合理なのと同じである。本来、外部に放出してはならない有害な物質を人々の生活圏にまき散らしておいて、まじめに自分に所有権がないから除去する義務はないとか、土壤と一体化しているから所有者である住民のものであるなど、通常の民法上の所有権法理を持ち出すこと自体、誰が考へても非常識であり、被災者からすれば、通常人が考えれば、奇異としか言いようがないことである。そもそも第1審被告国がわが国にこれを誘致し、第1審被告東電が作出了した自然界に存在しない放射性物質及びこれと一体化した物質は、近隣住民にとって有害無益であり、速やかに汚染をした者がこれを除去し、その地域を安全な状態にする義務を負担するのは当然のことである。ICRPは、有益性がなければ、年間1mSv未満であっても放射性物質は排出すべきではない旨勧告しており、現在、津島地域一帯に堆積している事故由来の放射性物質は1mSv未満であっても放置すべきではないものであり、これと一体化した土壤も速やかに除去すべき義務が第1審被告らにある。

現在、避難計画を立てている原発周辺の住民に対し、もし、事故が起きて外部に放射性物質が放出されても、その放射性物質は、皆様の住んでいる場所の土地と一体化してしまうので、電力会社には除去する義務はございません、また、線量が高くなれば、とても自然減衰では、人間は戻ることはできず、現在の帰還困難区域と同様に地域社会は死滅します。電力会社には、もはや放射性物質については所有権はありませんので、除去する義務はありません。そのまま滅びてくださいと言ったとき、確かにそのとおりだという人はいないであろう。放出した放射性物質だけを土地と切り離して除去できないから除去する義

務がないというのは、あまりにも非常識というほかない。

第4 津島地区における除染の現状

1 第1審被告国による除染計画

第1審被告国が実施している除染は、特定復興再生拠点として浪江町の申請に基づき実施しているものであり、津島地区全体のわずか1.6%に過ぎない。これは、浪江町の申請書にもあるとおり、本来は、帰還困難区域を含めた全面的な除染が必要であるが、当面、その第一歩として、特定復興再生拠点を特定して除染を求めているものであり、その第一歩にしかすぎない。なお、解除の基準は年間20mSvとされており、そのままでは多くの子らが将来がん死するレベルであることは先に述べたとおりであり、その後も除染を継続し、年間1mSv以下にしなければ、子どもら及び妊娠可能性のある女性の帰還は不可能である。

それにもかかわらず、第1審被告国は、希望者がいれば、その希望者の住宅、道路、農地に限り、かつ、その線量においても年間20mSvまで除染をするという計画しか示していない。第1審原告らは、孤独の中で、自宅と通勤経路と勤務先の往復ができれば生活が可能になるような都会に生活をしているわけではない。第1審原告らは、近隣住民とお互いに支え合い、助け合って、それを重要な人生に不可欠なこととして暮らしをしてきているのである。また、山林から沢水を引き、井戸を掘り、山林に分け入り、山菜や茸を採取し、これを近隣住民に配り、山林や隣家も含めて生活圏としながら、初めて生活が成り立っているのである。山林は都会の人間がするような単なるリクレーションの場ではなく、生活権である。点と線の除染だけで帰りたい者についてだけ除染をするというのは全く津島地域の現状を無視したほとんど意味のないことをやろうとしているのである。また、先ほどから述べているとおり、20mSvで解除し、その後除染をしなければ、若年者は戻ることは不可能である。若年者が戻れない地域は消滅するしかない。こうした第1審被告国のやり方は、誠意のかけらも感じることができな

いものであり、第1審原告らの怒りは頂点に達している。

2 津島地域の放射線量の現状

第1審原告らは、現在の正確な津島地域全域の線量が不明であるため、2022年5月から7月にかけて、津島地区全域の放射線量の実態調査を実施した。その詳細な結果は、現在解析中であり、おって証拠として提出するが、その概要は、次のとおりである。

- (1) 津島地区の東側の地上1メートルにおける積算空間線量は、場所により年間20mSvを超える場所もあるが、概ね年間20mSvを下回っている地点が多く、高いところでも20mSvを大きく超えてはいない。
- (2) 津島地区東側においても、低いところは、年間2-3mSvにまで低下している場所もあるが、その反面、20mSvを超えている場所もあり、ばらつきが大きい。
- (3) 津島地区西側（赤字木地区など）では、30mSvを超える場所も多くあり、低いところでも、20mSvを超えている。

すなわち、同じ津島地域においても、線量の高い地域と低い地域では大きな開きがあり、かつ、一つの地域においても、ばらつきがある。そのため、一定地域だけ先にまとめて戻るという方法がとりにくく、ある程度全面的な除染をしないと、生活を継続できるような線量に達することは難しい現状にある。したがって、今後、第1審被告らにおいて、しっかりととした除染がされない限り、第1審原告らはふるさと津島に戻ることはできない。その反面、除染を継続し、必要な除染技術等の開発をしていけば、第1審原告らが津島地域に戻ることは可能であるということができる。

第5 第1審被告らに除染義務があるとする理由の補足

1 第1審被告らの条理上の除染義務 (1)一環境保全義務について一

第1審被告らは、地球環境を汚染した者として、地球環境を原状回復する義務

を条理上負担していることを明らかにする。ただし、条理だけを独立して除染義務の根拠とする趣旨ではなく、第8準備書面において述べたとおり、第1審被告国は、憲法前文、同13条、同29条及びこれを具体化した、災害対策基本法、事態対処法等の制度趣旨に基づいて、国民の生命、身体、財産を守る義務があり、原発事故が起きた場合においても、その損害を最小限度にとどめる責任があったものと考えるが、そのように解すべき根拠の一つとして、条理上の除染義務を主張するという趣旨である。

近代法の不法行為法は、金銭賠償の原則をとっている。また、不動産の所有権については、妨害排除請求を認めているが、あくまで物権から生じる排除義務にとどまっている。近代人にとって、何よりも重要なことは、特定の農村に拘束されず、土地から解放され、自由に都市居住する場所を定め、自由に職業を選び、自由な競争のもとで、活動すれば、神の手の導きにより、生産力は上昇し、最大多数の最大幸福が実現できるという理想であった。近代法制度は、そのような時代に作られてきたという歴史が存在する。そして、環境というのは我々の外にあり、無尽蔵であって、地球上に存在する全ての資源は、それを発見し、発掘した者が自由に使用、収益、処分することができるという前提に立っていた。こうした近代の法制度のもとでは、特定の地域が汚染されれば、他の場所に移動して住めばよく、損害を与えれば、金銭賠償をすればよい、環境が破壊されれば別の場所に移動して、そこから自由に有用なものを採掘し、いくらでも環境を汚染してかまわないという考え方方が成り立つことができたのである。

しかし、地球の温暖化、森林の伐採、プラスチックゴミの散乱の問題などを契機として、こうした考え方では、我々の唯一の居場所であり、地球は汚染され続け、多くの種が死滅し、もはや人類そのものが生き延びることができないことがはっきりしてきたのが現代社会である。私たちは、決して地球環境の外にいて、自由にこの環境を変革できる存在ではなく、この地球環境の中にいて、この地球環境を人間が住めない状態にしつつあるということに気がついたのである。

周知のとおり、既に 2015 年国連サミットで、 S D G s (Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標) が採択され、 1 7 の目標と 1 6 9 のターゲットが示されている。その中には、温暖化対策をはじめ、地球環境を守るために積極的に活動すべき目標が示されている。また、これと並行して、企業経営においても、 E G S の重要性が世界に広まっている。 E G S とは、環境 (E:Environment) 、社会 (S: Social) 、ガバナンス (G: Governance) のことであり、企業が長期的に成長するためには、環境をどのように守るのかは欠かせない要素の一つとなっている。

他方で、これも公知のことであるが、地質学者の間で、人新世 (Anthropocene、じんしんせい、ひとしんせい) という用語が広まっている。人類が地球の地質や生態系に与えた影響に着目した地質時代の区分であり、 2009 年に、国際地質科学連合において、人新世作業部会が設置されている。日本では、斎藤幸平著『人新世の「資本論」』という新書で有名になったが、産業革命以降現在に至るまでに人類が地球環境に与えた影響の大きさが地質時代の区分に相当するほど大きな問題であることを示している。すなわち、人間の活動によって、多くの種が絶滅し、地球環境が悪化しており、何とか食い止めなければならないという課題の前に私たち人類は立たされているのである。

地球環境は私たちの外にあり、自由に個人がこれを排他的に支配して、自由に使用、収益、処分をしてよいという考え方が誤っていることを明確に指摘したのは、ドイツの哲学者マルティン・ハイデガーであり、彼は、 1927 年に刊行された『存在と時間』という著書の中で、人間というのは、世界内存在 (Seins in der Welt) であるということを明らかにした。人間というのは、ダニをはじめ、あらゆる生物がそうであるように、特定の環境の中でしか生きることができない存在であり、環境は私たちの外部にあるのではなく、生物は地球の中の特定の環境の中でしか生きられない、そのような人間存在の在り方を、世界内存在と呼んだのである。

日本には、自然に生かされているという言葉があるように、この視点は、決して奇異なものではない。しかし、自然環境は人間の外にあって、無尽蔵であり、地球の内部の資源や山林も含めて、自由に使用、収益、処分してよく、そのために地球環境に大きな影響を与えるとはだれも考えてはいなかつた当時において、このハイデガーの言葉は衝撃的なものであった。

そのことを具体的に示し、世界に衝撃を与えたのは、1962年に出版されたレイチェル・カーソンの『沈黙の春』である。海洋生物学者であった彼女は、DDT等の農薬が自然を破壊し、人体をむしばんでいるとして、その恐ろしさを明らかにしたのである。

しかし、それでも人類は、環境に有害な物質を地球に放出し続けた。水俣湾には有機水銀が放出され、水俣周辺の人々を苦しめ続け、四日市では大気汚染が多くのぜんそく患者を生み出し、西淀川では、自動車から排出される Nox, Sox などの窒素化合物、硫化化合物によって多くの子どもたちを苦しめた。その他にも、挙げればきりがないほどの有害物質の環境内への排出による被害が至る所に出現し、放置されてきたのである。

そして、現代では、特に化石燃料等による二酸化炭素の増加による温暖化問題がクローズアップされているが、他方で、マイクロプラスチックによる海洋汚染が生態系に重大な影響を与えつつあり、また、福島原発事故による汚染水が地下水の流入により次々と発生している状態にあるのにもかかわらず、事故から 11 年が経過した現在に至るも、その発生すら防止できないまま、遂には海洋放出をして更に地球環境を際限なく汚染しようとしている。汚染水の発生自体を防止しない限り、半永久的に海洋放出による海の汚染は続くのである。

しかし、今、第 1 審被告らがやってきたこと、やろうとしていることは、汚染を除去し、日々発生する汚染を防止するための技術開発ではなく、これを放置して金銭賠償で問題を解決しようという旧来の姿勢であり、そこから一歩も踏み出していない。このようになんでも金銭で解決しようとする数世紀前の近代法に固

執することによって得られるものは、地球環境の際限のない汚染である。環境を汚染させた者は、その環境を回復する責任があるという当然の原則を単なる倫理的な義務にとどめていては、もはや地球は存続できない。今、直ちにこれを法的義務に高めるべき時代に入っていることは明らかである。もはや一刻の猶予もない。人新世の時代は、人間が徹底的に地球環境を悪化させ、生態系を破壊し、ヒト自身が住めない状態を創り出した時代であるとして人類の歴史に終止符を打つてもよいのかが今問われているのである。それはちょうど、人間の細胞自身が生み出したがん細胞が際限なく増殖し、人体をむしばみ、結局がん細胞の住み処である人体を死においやり、がん細胞も死滅するというのとパラレルに考えることができる。このまま地球環境が生み出したヒトががん細胞となって地球の生態系を破壊し尽くし、ヒトとともに地球を生命体が豊かに生きられない環境にしてしまえば、ヒトもまた死滅する。それでよいのかが今問われているのである。仮に何とかヒトが生き延びても、私たちの子孫は、とんでもない地球環境の中での生存を余儀なくされることになる。金で解決してよいという考え方には立つといふことは、私たちの子孫にとんでもない重荷を背負わせることでしかない。この地球は、個人のものであるという近代法理から脱却し、子どもたちに綺麗な地球を手渡す責務が大人にはあることを示さなければ、いかなる倫理観も育つことはないだろう。

地球環境を汚染したら、汚染した者は、これを元に戻す義務があるという条理上の原則を法的義務として採用することがなければ、それはただ地球環境を破壊するのに加担をすることと何ら変わりはない。私たちの子孫は、21世紀前半に生きた祖先たちは、自己中心的で自分たちのことしか考えず、未来のことを何も考えなかつた大馬鹿者たちだと認識するに至るであろう。そのようなことでよいのか。この訴訟をそのことを問い合わせている。

土地は未来の子どもたちのものである、そのような考え方を取り入れた考え方の必要性は、既に所有者不明土地に対する制度改革の中にも表れている。山野目

章夫早稲田大学教授は、所有者不明土地問題を契機として、次のように述べている。「土地は、現在および将来における国民のための限られた資源であり、人々の生活および事業を通ずる諸活動の共通の基盤である。土地は、個人の秘匿欲求の対象ではない。」（東京財団政策研究所：論稿「所有者所在不明土地問題の現状と8つの課題」April 26, 2018）。

ここに述べられている視点、すなわち、地球環境の唯一性から考えれば、土地は個人が自分の興味でどうにでもしてよいものではなく、将来の国民にも与えられたものであり、また、人々の生活の共通の基盤であるという視点こそ、これから法解釈及び立法において取り入れられなければならないものである。土地の持っている社会的役割を考えると、第1審被告国としても、日本の国土を保全する責務があるのであり、それは現在の国民のみならず、将来の国民に対する責務でもある。現行法のもとでも、そのような解釈は可能であり、進んで、そのように解釈されるべきである。

2 第1審被告らの条理上の除染義務（2）－除染計画実施義務について

第1審被告らは、何らの根拠もなく日本の原発は安全であり絶対に事故は起きないと安全宣伝を繰り返してきた。事故が起きた場合のことを想定して、汚染された土地建物を除染する技術、除染によって生じた放射性物質を含む大量の廃棄物を減容化する技術、そして放射性物質が外部に流出しないよう長期間にわたりその流出を防止する技術を開発しなければ、万一事故が起きた場合、広範な地域の歴史、文化、人々の生活が消滅することは明らかとなっていたのである。それにもかかわらず、何らの合理的な根拠もなく、日本の原発は安全であり、原発事故は絶対に起きないとして、事故が起きた場合のことを想定した準備を第1審被告らは何一つしないままで、本件事故を引き起こすに至ったのである。その結果、既に原発事故から11年以上が経過するのにもかかわらず、第1審原告らは、未だにふるさとに戻ることができずにいるのである。

「原発などと言う手に負えないものに手を出してしまい、すいませんでした、

もう二度と原発を稼働させることはしません。原発は絶対安全だうそをついてすいませんでした、除染技術の開発をしないですいませんでした、除染する能力もないのに長期的に 1mSv まで除染しますと嘘をついてすいません、もう二度と原発などという危険なものに手を出すことはしません。」。そのように第 1 審被告らが言い、真摯に謝罪をするというのであれば、第 1 審原告らの怒りも、少しは和らぐだろう。

しかし、そうではない。第 1 審被告らは、未だに第 1 審原告らのふるさとの除染をしないまま無責任に放置し、他方で原発を更に再稼働させようとし、かつ、新たな原発をも稼働させようとしているのである。しかも、あたかも福島の事故を教訓として避難計画を立てて、今度は被ばくしないよう安全に住民を避難させる必要が認識されたかのように述べているが、第 8 準備書面でも指摘したとおり、それもまた事実ではない。

まず第 1 に、避難計画を立てるべきことについては、IAEA は、福島第一原発事故が起きるよりもずっと前から、事故が起きた場合のことを想定して、避難計画を立てるようその安全基準の中で求めていたことは、既に控訴理由書で述べたとおりである。日本を含むすべての加盟国に安全基準を取り入れるよう IAEA は求めていた。それにもかかわらず、第 1 審被告らは、日本の原発は絶対に安全であると主張して IAEA の安全基準に依拠した避難計画さえ立てようとしなかったのである。決して福島第一原発事故が起きたから、避難計画が必要となったわけではない。JAEA が安全基準を取り入れるよう求めたのに対し、これに強く抵抗したのは国の機関である保安院である。

第 2 に、原発から 5~30 km の圏内においては、屋内退避し、毎時 $20 \mu\text{Sv}$ を超えた場合には避難をし、一時移転をするというのが避難計画の内容とされている。第 8 準備書面でも触れたとおり、毎時 $20 \mu\text{Sv}$ というのは、屋内の被ばく量は屋外の 40% であり、1 日のうち屋外にいるのは 8 時間のみであるとして計算した年間放射線量が 105mSv に達する放射線量である。第 1 審原告らが居住する津島地区

が帰還困難区域に指定されたのは、年間 50mSv を上回るという理由であり、毎時 $20 \mu\text{Sv}$ というのは、原発事故間もない頃の津島地区の 2 倍の放射線量である。年間 50mSv でも 12 年近くの間戻ることができないのである。その倍の線量があるのに一時移転で済むはずはない。そして被告らは除染義務はないと主張し、除染をしないで放置しているのであるから、毎時 $20 \mu\text{Sv}$ で避難をするということは、二度と戻ることができないことを意味している。それにもかかわらず、「一時移転」というのは虚偽以外のなにものでもない。放射線プルームが通過するまでの間、屋内に退避するということで済む場合もあるかもしれないが、現在の帰還困難区域により原発から 30 km 以上離れた場所で放射性物質がフォールアウトして沈着するということも十分にあり得るし、現実に起きている事実である。通常一時移転と言えば、どれほど長くても、数日ないしは数週間程度のことだと考える。一生戻ることができず、地域社会はまるごと除染されないまま津島地域のように消滅するとはだれも考えないだろう。

第 3 に、毎時 $20 \mu\text{Sv}$ を超えるまでは屋内避難をするとすれば、毎時 $10 \mu\text{Sv}$ に達した状態が継続する場合にも屋内退避を続けることになる。しかし、毎時 $10 \mu\text{Sv}$ というのは、年間 50mSv を超える線量であり、福島第一原発事故で帰還困難区域に指定された線量である。一時的に高線量プルームが通過するだけなら、通過後に線量が下がることで、一時の屋内避難で済むかもしれない。しかし、福島の帰還困難区域のように放射性物質がフォールアウトして高線量になっている場合、そういう場所で、一歩も外に出さずに屋内避難を続けた場合、年間にすると、 $35.04\text{mSv} (10 \mu\text{Sv} \times 0.4 \times 24 \times 365)$ になり、3 年間経過すれば、 105mSv に達し、がん死の確率が統計的に有意に 0.5% 上昇する。1400 人いれば 7 人が放射性物質による放射線の被ばくにより死亡するのである。

したがって、第 1 審被告国は全国の原発立地の自治体の住民及び周辺住民に対して、また、第 1 審被告東電は、柏崎刈羽原子力発電所から半径 30 km の範囲の周辺住民に対し、「福島原発事故から既に 12 年近くが経過しますが、年間 50mSv

の帰還困難区域の住民は未だに戻れません。第1審被告らには除染をする義務はないので除染もしません。年間 105mSv で避難をした場合、一時移転の一時が何十年になるのか、百年を超えるのかは分かりません」と、地元自治体の住民にはつきりと説明すべきである。その説明を聞いて理解をしたうえで、地元住民が原発を稼働させてよいということであれば、万が一事故が起きれば、地域が消滅するかもしれないことを承知の上で再稼働を認めたのだから、地域が消滅しても仕方がない、国や電力会社には除染義務がないということも理解した上で再稼働を認めたのだから除染がされなくてもしかたがないということになるかもしれない。ただし、原発再稼働に同意する権限のない自治体が消滅するかもしれない。

もし原発立地自治体及びその周辺の住民らが、第1審原告らと同じく、自分たちのふるさとを大切に思っているのであれば、そのような説明に納得して原発の再稼働を認めるということにはなり得ないだろう。もし、「いや除染義務を認めなくとも、地元住民はカネが目的だから、逃げることさえできれば、戻すことができなくとも、原発再稼働に反対しないはずだ」というのであれば、第1審被告らは、その点を実証的に明らかにすべきである。現時点では、一時移転という言い方しかしておらず、地元住民は、毎時 $20 \mu\text{Sv}$ を超えて一時移転をしても戻れると勘違いをしている可能性が高い。

また、IAEA の基準では、屋内退避及び避難計画の区域は半径 30 km までだが、福島原発事故による帰還困難区域は 30 km 以上の範囲にも及んでいる。もし、同程度の事故でも風速が強く、降雨によるフォールアウトの地域がより遠方であった場合、半径 60 km 程度まで離れていても帰還困難区域になる可能性がある。毎時 $20 \mu\text{Sv}$ になると、今回の福島原発事故による帰還困難区域の倍の線量であり、その可能性は現実的なものである。そうすると、例えば、福井の大飯原発で事故があり、除染をしなければ、大飯原発から 60km 離れている京都御所も帰還困難となる可能性もある。その場合、除染をしなければ、平安京以来の京都市の歴史がそこで地球上から消滅することになる。

そのような実情を考えると、第1審被告らが原発の再稼働をするという以上、事故が起きた場合には、当然に除染義務があることを前提にしなければならないはずである。日本の歴史や文化、地域に住む人々の生活は、決して金銭で解決できる問題ではないはずである。除染義務はありませんので、除染するかしないかはその時の状況次第ですということでは、原発の再稼働について地元及び周辺自治体の同意を得ることはできないはずであり、除染義務がないことと原発の再稼働をすることとは明らかに矛盾をするのである（大塚正之『除染なくして稼働なし原則の確立に向けて』判例時報 2022年1月1日号参照）。これは、その地域だけの問題ではなく、日本の国をいかにして護るのかという問題である。事故だけではなく、原発が攻撃対象にされても同じ問題が起きるのである。除染もできないし、する義務もないというこののような国=政府のもとでは、その国を護ることはできないと誰もが考えるであろう。

以上によれば、第1審被告らは、原発は絶対に安全であるという根拠は何もなく、事故は必ず生じる可能性があるのであるから、避難計画だけではなく、除染計画（帰還計画）も立てて、万が一避難すべき原発事故が生じた場合には、速やかに避難誘導を実施し、かつ、地元住民が戻ることができるよう除染をするということが原発の稼働の絶対条件となるはずである。福島第一原発の稼働においても、第1審被告らは、事故が起きた場合には、速やかに第1審原告ら地元住民を避難誘導する義務があつたし、かつ、第1審原告らが津島地区に戻れるよう除染をする義務が今もあると解すべきである。このような条理上の義務は、現行法の解釈にも反映されるべきであり、次の3で述べるように実定法上の根拠はあると解すべきである。

3 第1審被告国の除染義務の実定法上の根拠

(1) はじめに

第1審原告らは、上記のとおり、条理上の義務としての除染義務を主張するが、そのような条理を前提として、現行法の解釈として、法に基づく除染義務

があり、かつその履行が可能であると解すべきである。

(2) 日本国憲法上の義務

憲法前文は、日本国民のみならず、「ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利」があるとし、憲法 13 条は、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」とし、また、憲法 29 条は「財産権は、これを侵してはならない。」と規定しており、第 1 審被告国に除染義務を認めることは、これらの憲法の趣旨に整合するものである。

(3) 災害対策基本法等関連法律上の義務

災害対策基本法は、第 1 条において、「この法律は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もつて社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。」と規定する。

武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成十五年法律第七十九号)第 4 条は、「国は、(我が国の平和と独立を守り、国及び) 国民の安全を保つため、(武力攻撃事態等及び存立危機事態において、我が国を防衛し、国土並びに) 国民の生命、身体及び財産を保護する固有の使命を有する。」と規定する。

更に、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百十二号)第 1 条は、「この法律は、武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに武力攻撃の国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることの重要性に鑑み、これらの

事項に関し、国、地方公共団体等の責務、国民の協力、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置その他の必要な事項を定めることにより、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号。以下「事態対処法」という。）と相まって、国全体として万全の態勢を整備し、もって武力攻撃事態等における国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施することを目的とする。」と規定しており、原発がこれらの事情により破壊され、放射性物質が外部に漏洩した場合、速やかに除染をしなければ、日本全土が居住できなくなる危険に晒されるのであり、そのような場合にも第1審被告国の除染義務はないということはできないであろう。また、このような解釈をすべきことは、次に述べる先行行為に基づく条理上の義務もその実質的な根拠となる。先行行為に基づく条理上の義務だけで独立して除染義務があると主張するものではないが、上記の実定法の解釈として、除染義務を認める根拠の一つとして、下記の主張をするものである。

（4）先行行為に基づく条理上の義務

ア 作為義務の根拠

わが国でも、先行行為に基づく条理上の作為義務は解釈上、いろいろな場合に認められている。また諸外国では、明文で、これらの先行行為に基づく作為義務を明示しているものもある。（例えば、ドイツでは、行為者が、その先行行為によって生じた危険を認識し社会生活上の期待に基づきその連鎖を止めるべき義務を負うとされており、英米法の解釈においても、先行行為が危険であると認識した場合には当該行為に起因する結果を防止すべき義務があるとされている。）

イ 先行行為による作為義務の例

最高裁昭和61年1月22日判決（置石事件）では、先行行為に基づく作為義務を認めたが、その趣旨について、最高裁判例解説は次のように述べてい

る。「ここで先行行為としてとらえられているものは、（鉄道）事故現場において事前に、D を含めて仲間とその動機となった話し合いをし、その後並行した他の軌道のレール上に石が置かれるのを現認していたことである。自ら手を下した置石ではないため、先行する危険行為と評価するには多少微妙な点もあるが、置石という危険な実行行為に限りなく密着した位置・状況にあって、「一定ノ作為ニ因リテ損害ヲ生ジ得ベキ危険状態ヲ惹起シタル者」、あるいはこれと等置し得べき者とみることが可能であり、置石行為は不特定多数の乗客等の生命、身体、財産並びに車両等に対する侵害を生ぜしめる蓋然性が高く、その被侵害法益が極めて重大であることは明らかである。公務員の不作為については国家賠償法 1 条 1 項の違法性の判断標識として、被侵害法益の重大性、結果の予見可能性、結果の回避可能性及び期待可能性なる 4 条件を挙げ、その相関関係において判断すべきことがいわれている。本判決は、具体的な事情の下において、以上のような諸点を考慮し、その可能性があることを前提に、置石の存否の点検確認とこれが存在するときの除去等事故回避措置を講ずべき義務を認めたものであって、結局、条理に基づく作為義務の一例を示したものと理解されよう。」

また、東京高裁昭和 55 年 10 月 23 日判決（新島砲弾事件）では、「国がすくなくとも昭和二七年四月二八日平和条約発効時以降本件砲弾類の所有者であることは、被控訴人らと国との間において争いがない。そして、既に述べた事実からすれば、本件事故当時、本件砲弾類のうちすくなくからぬ量のものが海水浴場等一般の利用に供されている前浜海岸に打ち上げられ、遊泳・遊歩その他の種々の目的のため同海岸（海浜地）を利用する一般の者に対し、前記のような条件下において爆発してその生命身体等に危害を及ぼす虞があつたものといわなければならない。前述の海中投棄当時の本件砲弾類の所有者・投棄行為の主体が連合国であるか國（旧軍）であるかはしばらくおき、右投棄が連合国軍の命令により実施され、國（旧軍）はその実施につき異を唱

える余地はなかったにしても、本件砲弾類がもともと国(旧軍)の装備にかかるものであり、その海中投棄にも旧軍将校らが関与しているのであるから、国としては、本件事故当時前浜海岸近くの海域にかなりの数量の砲弾類が所在することを認識し、そして、かかる場所にある砲弾類が天候・海流等の影響により遠からぬ前浜海岸に打ち上げられることがあることも当然予見し、すくなくとも予見すべき事項に属し、また右砲弾類は昭和二〇年当時爆発性ある物件であったから、海中投棄後の時日の経過により爆発の危険が消滅すると速断することは到底許されるところではない。さきに述べたとおり、本件事故前大量の本件砲弾類が前浜海岸に近い海底に存在し、かつ、しばしば同海岸に打ち上げられていたのであるが、弁論の全趣旨により成立を認め（証拠略）によれば、本件砲弾類が同海岸付近海底に存することは船上からも容易に見ることができたこと、昭和四一年六月二八日には台風四号が新島を襲い、風や波浪の影響で同海岸に大量の本件砲弾類が打ち上げられ、警視庁新島警察署次長奥村国男らは、危険を認めて警察官等において可能な範囲で同海岸の砲弾類を回収して同警察署内に保管し、さらにその処理につき防衛庁技術研究本部新島試験場長、同業務班長等に相談をもちかけたところ、同年八月二五日に来島した陸上自衛隊第一師団長や同将校らが警察において保管中の砲弾を持ち去ったほか、同年九月には陸上自衛隊の弾薬処理班員らも来島して同海岸等（海中・海底を含まない。）を捜索し、警察において保管中の砲弾類とともに同月二〇日海上自衛隊の艦船に積込んで持去つたことが認められる（前記奥村証言中、昭和四二年とあるのは同四一年の記憶違いと認める。）。以上の事実によれば、本件事故前において、国の機関であり、しかも、職務上爆発物の処理に関連を有する防衛庁（自衛隊法附則一四項）の職員において本件砲弾類が同海岸付近に存し、かつ、同海岸に打ち上げられることを認識していたものということができる。かような危険物の所有者たる国は、その所在他人への危険性等につき認識し、あるいは、認識

すべき場合、特段の事情のない限り、後記の物品管理法一七条を待つまでもなく、叙上の一般私人に対し、危険の発生を防止するに足りる有効適切な手段を講ずべき法律上の義務を負うものといわなければならない。ところで、本件砲弾類は、当時国が公の用に供していたものと認めるに足りる証拠はないので、以上の義務は公権力の行使に伴うものでなく、私法上の義務の性質をもつ。」と判示する。これは第1審被告国の所有が前提となっており、司法上の義務と解されているが、公権力の行使における義務の場合、所有権があるかどうかは判旨を左右するものではない。

すなわち、先に述べたとおり、このような先行行為に基づく作為義務が独立して存在すると言うよりも、上記の実定法の解釈において、このような先行行為の存在を前提として考えるならば、少なくとも、本件原発事故については、除染義務を認めるべきである。

第6 第1審被告らに対する求釈明

第1審原告らは、第1審被告らに対し、次のとおり、釈明するよう求める。

- 1 第1審被告らは、本件放射線量低下請求に対し、その義務はないと主張しているが、今後、原発事故が起きても、その義務はないという主張なのか、それとも第1審原告らの津島地区について除染義務はないが、今後、別の場所で、同様の事故が生じた場合には除染義務があるという主張なのか。もし、他の原発については除染義務がある、または、除染義務はないとは言えないと主張するのであれば、その法理論的な理由を明らかにされたい。
- 2 第1審原告らは、津島地区全域について地上1mの年間積算空間線量1mSvまでの除染を求めているが、第1審被告らは、今後、放射性物質汚染対処特措法に基づき、長期的に1mSvまで除染をする意思を有しているのかどうか。
- 3 第1審被告国は、空間線量が年間20mSv以下になれば解除をするとしているが、空間線量が20mSvでも、そこに戻って安全に妊娠、出産、育児ができると理解を

しているのか。できるとすれば、それは何故なのか。職業被ばくの場合、妊婦の腹部表面の線量限度を 2 mSv としていることとどのように整合性がとれるのかを明らかにされたい。

4 第1審被告国は、IAEA の安全基準を踏まえて、各地方自治体において、避難計画の策定を求めており、それによって、原発事故により放射性物質が敷地外に排出された場合、原発所在地から半径 $5 \sim 30$ キロメートルの範囲内においては屋内退避をし、空間線量が毎時 20 マイクロシーベルトに達した場合、避難をして一時移転をする旨の計画が立てられている。毎時 20 マイクロシーベルトは、年間にすると 105 ミリシーベルトであり、津島地区が帰還困難区域に指定された空間線量年間 50 ミリシーベルトのほぼ倍の線量である。それにもかかわらず、一時移転するとしているところ、除染をしない限り、一時移転では済まないことは明らかである。これは津島地域は除染をしないで 12 年近く帰還困難区域に指定をし続けるが、これから原発所在地では、速やかに除染をして一時移転で戻れるようにするという趣旨か、それとも、一時移転の一時というのは、 12 年以上の歳月を考えているのか、いずれであるのか。

5 原子力汚染対処特措法では、国及び地方自治体の除染について、原子力事業者は協力義務を負うだけである。しかし、第1審被告国は、特措法に基づく除染に関して、原賠法で第1審被告東電に賠償義務があるから、求償することができるとしている。第1審被告東電も同様に理解しているのか。除染義務がないのになぜ除染費用の賠償義務があるということになるのか、第1審被告らは、その理由を説明されたい。また、原賠法上の義務として除染費用の賠償義務が含まれるすれば、第1審原告らが除染をした場合でも除染費用の賠償義務があると解さないとい貫しないが、第1審被告東電は、第1審被告国が除染をした場合には除染費用の賠償義務を負うが、第1審原告らが除染をした場合には、除染費用の賠償義務ないと主張するのか。そうだとすれば、それは何故か。

以上